

宇都宮市新型コロナワクチン接種実施計画【概要版】

1 計画の位置づけ

- ・ 予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等に基づき計画を策定し、実施する。

2 接種対象者

(1) 対象者の範囲

- ・ 対象者は、原則、接種日に住民基本台帳に登録されている者
- ・ 入院・入所者、単身赴任者等についても対象者とすることができる。

(2) 接種順位

- ・ 接種順位は、①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、④その他とする。

3 接種体制

(1) 接種方式

- ・ 本市では、個別接種と集団接種の併用により実施する。

(2) 運営方法

ア 個別接種（医療機関が実施主体となるもの）

- ・ 主として、医療機関の開設日時に実施する。

イ 集団接種（市が実施主体となるもの）

- ・ 主として日曜日に開設する。
- ・ 開設時間は1日当たり6時間を基本とする。
- ・ 各会場における従事者は次のとおりとする。

役割	従事者数
運営管理責任者	市職員
接種チーム	医師（医療責任者）、看護師、薬剤師等
事務職	市職員等

4 個別接種実施医療機関

- ・ より多くの市内医療機関（200か所以上）においてワクチン接種可能な体制を構築する。

5 集団接種会場

- ・ 市有施設 17か所
 - ▶ 保健センター（1か所）
 - ▶ 地区市民センター（13か所）
 - ▶ 市民活動センター（2か所）
 - ▶ 総合コミュニティセンター（1か所）
- ※ 接種会場では、感染対策に係る十分な広さや駐車場を確保するほか、保管ワクチンの安全管理を徹底する。

6 ワクチンの管理等

- ・ 保健所及び保健センターにおいて、ワクチンを適正管理するとともに、診療所等での接種用にワクチンを小分けし、配送委託事業者を介して移送する。

7 対象者ごとの接種スケジュール

(1) 医療従事者等

- ・ 3月中旬から接種を開始し、4月末までの6週間での完了を目標に、「宇都宮市医療保健事業団」において接種を行う。
- ・ 概ね100名以上の接種対象者が所属する医療施設については、自施設において接種を行う。

(2) 高齢者

- ・ 4月から接種を開始し、6月末までの3か月間での2回接種完了を目標に、医療機関における個別接種や公共施設における集団接種により接種を行う。
 - ・ 入院・入所者については当該施設において、在宅療養者については自宅において実施する。
- ※ 他の対象者については、内容が示され次第追加する。

8 ワクチン接種の予約・受付、相談対応

(1) 予約・受付方法

- ・ 市が、WEB（パソコン等）及び電話（コールセンター）にて、一括して予約・受付を行う。

(2) 市民相談対応

- ・ コールセンターを設置し、接種場所の確認や接種券の再発行などワクチン接種に係る一般的な相談対応を行う。

9 市民に対する情報提供

- ・ 広報紙やホームページに加え、ポスター掲示や学校・自治会など関係機関を通じた広報等を行う。

10 副反応への対応

- ・ 接種後、15分以上の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においてもコールセンター等で相談に応じる。また、接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する。

11 推進体制の整備

- ・ 市は、「新型コロナウイルスワクチン接種実施本部」を設置（1/29）し、庁内一丸となった執行体制のもと、外部有識者により構成される「新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会」と連携を図りながら、迅速かつ適切なワクチン接種を推進していく。